

審議結果

審議会等名称 第 67 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和 6 年 5 月 27 日（月曜日） 15：00 ～ 17：15

開催場所 県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室（オンライン会議併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、小向 太郎【副会長】、齋藤 宙也、鈴木 達也、
寺田 麻佑、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、山本 龍彦
事務局（情報公開広聴課長ほか 5 名）

次回開催予定日 未定

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 塩野、古屋、佐々木

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第 67 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 会長及び副会長の選出について
- 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について
- 3 特定個人情報保護評価書に係る報告について
- 4 学校と警察との情報連携制度の運用状況について
- 5 住民基本台帳法施行条例の一部改正及び基準の整理について
- 6 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

- 7 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
- 8 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について
- 9 令和5年度の個人情報保護法に基づく新たな運用の実施状況について

会議記録

1 会長及び副会長の選出について

○**事務局** はじめに、議題（1）「会長及び副会長の選出」について御協議いただきたいと存じます。審議会規則第4条第2項の規定により、会長、副会長の選出は、委員の互選により定めることになっております。互選の方法は特に規定はございませんが、第7期の審議会では口頭による推薦の方法を採っておりました。今回の第8期についても口頭による推薦ということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○**事務局** それでは、口頭による推薦をお願いします。まず、会長の選出から行いたいと思います。会長に推薦したい委員がいらっしゃる方は御発言願います。

○**小向委員** 会長に、人見委員を推薦したいと思います。理由を簡潔に申し上げます。識見に優れていることはもちろん、前回も会長をお務めいただき、適宜、適切かつ円滑に審議を進めていただけたことから、引き続き会長をお願いできればと考えております。

○**事務局** 他に推薦はございませんか。小向委員から人見委員を会長に御推薦いただきましたので、人見委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○**事務局** 人見委員が会長に互選されましたので、ここからの議事運営は人見会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○**人見会長** ただいま会長に互選をされました、人見剛と申します。今期で4期目になります。デジタル化が進行している情報公開・個人情報保護の分野について私の能力上、大いに不安がありますけれども、委員の皆様の御支援をいただいて、審議会の役割を果た

していきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○人見会長 それでは早速ですが、副会長の選出をしたいと思ひます。私といたしましては小向委員を副会長に御推薦したいと思ひます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○人見会長 それでは小向委員に副会長をお願いします。小向副会長から簡単に御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○小向副会長 ただいま副会長に御選出いただきました、小向太郎です。微力ではございますが、人見会長をできる限り補佐して、円滑かつ有意義な審議に貢献したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○人見会長 ありがとうございます。それでは、第8期の当審議会は、このような体制で進めさせていただきます。

2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

○人見会長 まず、議題(2)「情報公開・個人情報保護審議会の運営について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料1により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、委員の皆様から、何か質問あるいは意見がありましたら御発言をお願いします。特にございませんか。

○人見会長 それでは私から一言申し上げます。資料1別紙の1ページ目について、先ほど御説明いただいたように、個人情報保護法が改正され、従前は個人情報保護条例に基づき必須とされていた諮問案件が、法律に基づいて任意的なものとなりました。この条例改正については、前期の審議会において様々な議論をしたところですが、当審議会の答申の中でも、個人情報保護に関する任意的な諮問案件について、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき、という要件をあまり厳格に解するのではなく、なるべく柔軟に解して、当審議会によるチェックを過剰に制約しないようにすべき旨を述べました。この点を改めて確認するというこゝで、もう一度発言させていただきます。

○人見会長 他に委員の皆様から御質問や御意見等はございませんか。よろしいですね。それでは今後の審議会の運営につきましては、ただいま事務局から御説明のあった内容に則して運営していくこととします。

3 特定個人情報保護評価書に係る報告について

○人見会長 次に、議題（3）「特定個人情報保護評価書に係る報告について」です。この案件は、番号利用法第28条と神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱第7条の規定に基づく特定個人情報保護評価の手続として、知事が評価書の（案）について、学識者の合議制機関としての当審議会へ報告するものです。報告は2件ございます。

はじめに事務局から、特定個人情報保護評価の概要、2つの資格事務について特定個人情報保護評価が実施される背景、及び、今後のスケジュールについて説明してください。

【情報公開広聴課が資料2-1により説明】

○人見会長 それでは、事務の内容の説明及び、評価書の（案）の報告に移りたいと思います。御質問に、よりの確に回答するため、それぞれの案件について、担当所属の職員を呼んでおります。まず、事務局は、ア 神奈川県県営住宅の管理に関する事務の担当所属である、県土整備局住宅営繕事務所の職員を紹介してください。

○事務局 それでは住宅営繕事務所より職員紹介をお願いします。

○住宅営繕事務所 住宅営繕事務所入居管理課の野原と申します。

○人見会長 それでは、担当所属は説明をお願いします。

【住宅営繕事務所が資料2-2により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありましたら御発言をお願いします。

○齋藤委員 基礎項目評価書の案の2ページ目の、I 関連情報4番のネットワークシステムによる情報連携の②、法令上の根拠なのですが、番号利用法第19条第8項とあるのですけれども、条文を確認すると、おそらく号の書き間違いではないでしょうか。

○人見会長 いかがでしょう。他にございますか。

○齋藤委員 私もこの基礎項目評価書自体を見るのが初めてなのですが、リスク対策のところですね、これは次の事務もそうですが、全て、十分であるというような、選択肢で言えば2番に当たるものでまとめていただいております。基礎項目評価については書式上、具体的な手法といますか、リスク対策の手法は書いていないので、なぜ十分だというふうに言えるか、評価の根拠ですね。それが、評価書の中では、どうしても現れない仕様になっているので、ある意味信じるしかないようなところはありますし、全部の選択肢が、特に力を入れているという選択肢になっていないから、逆にそのほうが真実味はあるのかもしれないけれども、何か、十分であるというふうに判断した根拠の

ようなものを、もし言える範囲であれば教えていただければと思います。

○**住宅営繕事務所** 承知しました。先に2点目のほうから、お答えします。今回目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分かどうかというところなのですけれども、あくまでその目的外の入手が行われるかどうかというところにつきましては、本当に扱える職員と目的を限って運用するというところで想定しておりますので、取り扱う部屋についてもセキュリティレベルをそれなりに高めて、関係する職員しか出入りできないということ想定して、現在検討しておりますので、そういった点では、目的外入手が行われるリスク対策というのは、十分であるかとは考えております。

○**事務局** 1点目の質問に関して、事務局のほうから回答させていただきます。令和6年4月1日現在の国の記載要領において、番号利用法第19条第8号、もしくは条例で定める独自利用事務の場合は第9号となっておりまして、その第8号というのが別表第2に掲げる者が別表第2の事務により特定個人情報を提供するときというふうな規定になっております。ちょうど本日が、令和5年番号利用法改正の施行日ではあって、この別表第2というのが変わることにはなっているのですけれども。ただ、最新の法令を見る限りでは、第5号は機構なので、地方公共団体ではなくて、機構が機構保存確認情報を提供するときという規定なので、地方公共団体については従前どおり第8号です。

○**小向副会長** すみません、今の御質問は、「8項」ではなくて「8号」ではないかという質問なので、単純に項ではなくて号ではないかと思います。

○**事務局** 失礼いたしました。

○**住宅営繕事務所** おっしゃるとおり、8号です。

(※資料2-2 6ページを修正し、公表することとしました。)

○**人見会長** あと今のお話では別表第2というものも、ただの別表に変更だと。

○**事務局** はい。最終版を国に提出するときに、本日から施行されるものにあわせて修正して提出する予定です。

○**人見会長** リスク対策について十分であると、根拠なしに書いてあるので、全部書けということではなくて、今、一例として、最初の目的外入手のリスクについて簡単な御説明があったのですが、こちらでよろしいですか。

○**齋藤委員** そうですね。こちらを全部伺っていると、かなり時間もかかってしまいますので、一番肝心なところの2番で代表して、ひとまず根拠を伺ったということで、これから先も根拠については、この書式上なかなか書きようがないところもあると思いますので、根拠についても意識しながら、気をつけて取り組んでいただければと思います。

○**人見会長** ありがとうございます。ただいまの齋藤委員からの御指摘もありますので、書式はこのような形になりますが、実質をもって、しっかり自己点検していただきたいと思います。

○**小向副会長** 先ほど御説明を遮ってしまって、失礼いたしました。もし、先ほど途切れてしまったものがあれば、後程、追加していただければと思います。それから、こちらも

確認的な御質問なのですけれども、今回の追加は、システムのリプレースかアップデートに伴ってされるということですが、これはもともと番号利用法で許容されている利用なので、本来だったら、できるようになれば推進すべきものだったかと、むしろ思うのですが、これはシステム全体の改修のタイミングに合わせないと導入が難しいので、現在、改めて導入が議論されているという理解でよろしいでしょうか。

○**住宅営繕事務所** おっしゃるとおりです。

○**小向副会長** 分かりました。これもこの審議会で申し上げることではないかもしれませんが、システムがリプレースされた後、利便性が向上するものですので、このようなメリットがあるということの周知もしっかりとやっていただければと思います。そうでないと、利用のみが増えて、住民へのメリットというのがあまり表れてこないおそれがありますので、そのあたりをぜひよろしくお願いいたします。

○**人見会長** ありがとうございます。他に委員のほうから、御質問、御意見ございませんか。よろしいですね。この件は、報告事項ですので、この程度とさせていただきたいと思います。

○**人見会長** 次に、イ 国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務の報告に移ります。事務局は、担当所属である、福祉子どもみらい局次世代育成課の職員を紹介してください。

○**事務局** それでは次世代育成課より職員紹介をお願いします。

○**次世代育成課** 福祉子どもみらい局次世代育成課の尾下と申します。

○**人見会長** それでは、事務局及び担当所属は説明をお願いします。

【情報公開広聴課及び次世代育成課が資料2-3により説明】

○**人見会長** ありがとうございます。先ほど齋藤委員のほうから若干、十分であるというところのエビデンスは書式上求められていないということですが、もうすでにこれは、先に認めていた普通の保育士と同様だということです。ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありましたら御発言をお願いします。

○**齋藤委員** すみません。勉強不足で申し訳ないのですが、地域限定保育士について、普通の保育士との違いですね、前提の部分ですが、それについてもう少し伺いたいのですが、普通の保育士は、保育士となる資格を有する者ということで、我々のイメージとしては、そういう保育学科のような大学、あるいは専門学校を出て国家試験を受けてなるような方々かというイメージなのですが、そのような方々は、普通は児童福祉法上の保育士として登録しますよね。

○**次世代育成課** はい。地域限定保育士制度を国家戦略特別区域法に基づいて立ち上げた経緯の1つに、保育士のなり手が神奈川県内において少ないという課題があった中で、国の試験が当初年1回、今は年2回ですが、その中で神奈川県において独自に、

この国家戦略特別区域法に位置づける形で、年3回目の保育士試験を実施しております。そういった中で、試験は独自でやっているのですけれども、内容や条件は児童福祉法上の保育士と変わらなくて、同じ手順を踏んで保育士になっていただくものです。また地域限定保育士は、3年を経過すると、自動的に全国で仕事ができる児童福祉法上の保育士に移行すると、そういった形ですので、両者に差はない形になります。

○齋藤委員 国家戦略特別区域というと、かなり限られた区域をイメージしてしまうのですけれども、この保育士制度の場合は、神奈川県という1つの単位ですか。

○次世代育成課 神奈川県域です。登録後3年間は神奈川県内でのみ、保育士として勤務できます。登録の3年後は、全国で勤務できます。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○鈴木委員 私も少し不勉強なのですが、先行してもうすでに、いわゆる普通の保育士についてはもう運用なされているという理解で良いのでしょうか。

○次世代育成課 運用は同じで、デジタル庁のこの情報連携システムに位置づける形になりますので、12月の運用開始を、児童福祉法上のほうも、この地域限定のほうも見込んでいます。

○鈴木委員 ずれているのは、法律の改正のずれに伴って評価書が出てくるのがずれているということですか。

○次世代育成課 はい。

○鈴木委員 中身については、もちろん文言はそれぞれ変わってくるのですが、評価書の項目等の内容については全く同じですか。

○次世代育成課 児童福祉法上の保育士と合わせています。ただ、児童福祉法上の保育士の登録のほうは、対象者数が多かったのが、今回のこの基礎項目評価だけではなくて、重点項目評価のほうも2年前にしておきまして、今回は規模が小さい、対象者数が少ないことから基礎項目評価のみですが、基本的には同じ内容となっております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○人見会長 先ほど公営住宅に関する評価書について、齋藤委員のほうから、リスク対策が十分であるという自己点検評価であるわけですが、それについて自己点検とはいえ、しっかり根拠を持ってやっていただきたいという御発言がありましたので、ぜひ、こちらもその点をよろしくお願いします。

○次世代育成課 はい。

○人見会長 この件も報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思えます。

4 学校と警察との情報連携制度の運用状況について

○人見会長 次に、議題(4)「学校と警察との情報連携制度の運用状況について」です。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。御質問に、よりの確に回

答するため、所管課の職員を呼んでおります。事務局は、所管課の職員を紹介してください。

○事務局 それでは学校支援課より職員紹介をお願いします。

○学校支援課 教育局支援部学校支援課県立学校生徒指導グループの志澤と申します。

○人見会長 それでは、担当所属は報告をお願いします。

【学校支援課が資料 3-1 及び 3-2 により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありましたら御発言をお願いします。

○人見会長 第8期の初めての審議会なので、私のほうから一言発言します。この学校と警察等の情報連携というのは、個人情報の本人外収集になり得るのと、連携することになりますので、目的外提供になり得るということで、必要性はありつつも生徒たちの個人情報を保護するという見地から、私どもがこの連携制度に絡んで、その運用の状況をチェックするという、このような制度を、神奈川県は先駆的に導入したのだと思います。これがずっと続いておまして、私の見解だと、警察から学校への情報提供は必要性がやはりあるのだろうと思います。ただし、学校から警察への提供については、よくよく慎重にならなければならないのではないかとこのように思っております。警察から学校への提供が圧倒的に多くて、学校から警察へというのは極めて少ないというのは、個人情報保護の見地から極めて好ましいことではないかと思っております。話の取っ掛かりとして、この制度の意味合いについては、私の個人的な見解を盛り込ませながら発言させていただきました。

○人見会長 委員の皆様から、ただいまの報告について、御質問、御意見、よろしいですか。では、この件も報告事項ですのでこの程度にしたいと思います。

5 住民基本台帳法施行条例の一部改正及び基準の整理について

○人見会長 次の議題（5）から議題（7）までの、住民基本台帳法で定める本人確認情報の保護に関する案件の事務局は市町村課となります。それでは、議題（5）「住民基本台帳法施行条例の一部改正及び基準の整理について」です。担当者を紹介してください。

○事務局 それでは市町村課より職員紹介をお願いします。

○市町村課 市町村課の下澤と申します。市町村課の村山と申します。

○人見会長 それでは、事務局から報告をお願いします。

【市町村課が資料 4 により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありましたら御発言をお願いします。

○齋藤委員 事務のイメージに関してお伺いできればと思います。現在利用している本人確認情報は、国外にいらっしゃる方については、国外に転出されたという記録だけが残っており、そこで止まってしまうので、新たに附票本人確認情報を利用して生死を確認したい、ということかと思えます。これは、もしその方が亡くなっていれば、除票が出てくることによって死亡したことが分かるし、もしその方が生きていらっしゃれば、附票として出てくることによって生存していることが分かるということで、それにより生死について認定判断するというイメージでよろしいでしょうか。

○市町村課 御認識のとおりです。

○齋藤委員 神奈川県の中の事務の中ではあまり問題にならないかもしれませんが、相続に関して、相続人が1人だけ海外に行ってしまう、その後音信不通になり、所在地や生死が分からないという事案が増えています。そうなってくると、実際には海外で亡くなっているけれども、身寄りがない、あるいは身寄りがあってもわざわざ日本に死亡届を出さないといった理由で、結果としてあたかもまだ生存しているかのように戸籍が残ってしまうということがあります。これは制度上の限界であって、ここで申し上げても仕方ないのですが、必ずしもこれだけで100%把握できるとは限らないというケースが出てくるかと思えますので、その時はまた手を尽くしていただくしかないんだろうと思います。事務のイメージは分かりました。私の経験を踏まえて、少し申し上げた次第です。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。

○人見会長 資料4の4ページ目で、基準を見直しました。すなわち、住基条例において、本人確認情報の利用事務を追加する際に審議する4つの基準を、当審議会の過去の答申を踏まえて設定しました。これを、今回、法改正もあり、附票本人確認情報も加えるという基準にしたけれども、これは以前行われたような、基準内容自体の本質的な改正ではないといった記載があります。そこでの説明で、附票本人確認情報を構成する情報は本人確認情報を構成する情報で内包されており、審議する対象事務で扱う情報量が増えたわけではない、というのが、基準の変更が報告で済む理由であるとのことだったのですが、内包されていて情報量が増えたわけではないとありましたが、基準を見ると、むしろ情報量は増えているのではないかと、思います。そうではない、ということを改めて御説明いただくと、ストーンと落ちるのですが、いかがでしょうか。

○市町村課 本人確認情報というのは、いわゆる氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コードで、個人番号と住民票コード以外の情報は4情報と呼ばれているものがございます。これを検索対象として、これを指定して検索するんですけども、この附票本人確認情報というものは、このうちの個人番号を除いた情報で検索をするように

なります。2の(2)でも説明させていただいたとおり、原則として、戸籍の附票と住民票の情報は一致しています。これは、住民票と戸籍を関連させて正確性を確保するために必ず必要なもので、必ず一致していなければならないものでございます。要するに県の職員として、住基条例で本人確認情報、附票本人確認情報を扱う側、検索する側の職員の情報量としては増えたわけではないということで理由とさせていただきます。

○**人見会長** そのような説明だろうとは思いましたが、個人情報自体の方からすると、その方については、戸籍に附票がついてこうなっているという、そのこと自体が1つの情報であるようにも思えたので、扱う情報量が増えたわけではないという御説明だと、ストーンとは落ちないという感じです。

○**小向副会長** 私の素人的な印象に過ぎないかもしれませんが、会長の御意見はもっともで、本当に増えないのであれば情報として付加する必要はないと思うのは当然だろうと思います。御説明としては、簡単に言うと、項目が増えないと言いたいのではないのでしょうか。情報が内包されていて情報量が増えたわけではないと言われると、端的に言うと、附票がつくかどうかという情報が増えているのですよね。附票があるかないかという情報が増えているので、表現は工夫していただいたほうが分かりやすいという気がします。項目は増えず、附票の有無だけが追加されるということなのですよね。

○**市町村課** そうですね。附票本人確認情報という別の情報は増えているのですが、扱う個人情報としては増えていないという認識です。

○**小向副会長** 項目が増えていないということですよ。

○**市町村課** はい。

○**小向副会長** 附票があるかないかという情報も個人情報なので、情報量が増えないというのは、やはり少し引かかる方がいてもおかしくないという気がしました。何か表現が、正確というか、伝わりやすいものになると良いのではないかと思います。記載項目自体が増えていないと書くと不正確になってしまうかもしれませんが、項目は同じで、附票本人確認情報があるかないかというのが確認できるようになるという以上のことはない、ということなのですよ。これが先ほど、齋藤委員のほうからあったように、もしその方が亡くなっていけば、なくなってしまうのですよね。

○**市町村課** 本人確認情報はなくなります。附票本人確認情報もなくなりますけれども、附票に、亡くなったという情報が入ります。

○**小向副会長** ですから、それも含めて、情報が増えていないと言われると、少し不正確かというのは、おっしゃるとおりであるという気がします。含まれている項目は同じで、附票本人確認情報で扱われている情報の項目は共通しているというような書き方にさせていただいたほうが、齟齬がないような気がいたしますが、会長も含めて、他の委員からも御意見をいただければと思います。

(※資料4 3～4ページを修正し、公表することとしました。)

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの御説明で、完全に理解したと言えるか分かりませんが、納得できるような御説明をいただいた、私の疑問も無駄ではなかったと思います。いずれにせよ、私どもは事前に基準を検討しておりませんが、結果としてこのような形で、法改正もありましたので、附票本人確認情報を、4つの基準の中に、「及び」として加えることについて、何か御異議等がなければ、報告として承り、異議は唱えないということによろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○人見会長 ありがとうございます。では、資料について、説明をもう少し正確に、ということで修正していただければと思います。結論としては報告事項として、当審議会として了解したということにさせていただきたいと思います。

6 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

○人見会長 次に、議題（6）「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」です。本件は諮問事項です。事務局から説明をお願いします。

【市町村課が資料5-1により説明】

○人見会長 ありがとうございます。先ほど4つの基準について、附票の情報追加という話を事後的に承認しておりますが、そちらとは直接関係なく、ただいまの2つの案件について、附票も入れるかもしれませんが、特に附票の情報を使うという話ではありませんよね。

○市町村課 条例に位置づけるに際して、別表の事務に今回追加するということですので、附票本人確認情報も使える事務とはなりません。

○人見会長 肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務と、電動キックボード講習に関する事務という2つの事務を、住基ネットの情報を利用する事務として、当審議会として認めるかどうかといった審議内容になります。委員の皆様から、御質問や御意見をお出しください。

○天野委員 基本の確認ですが、番号2の道路交通法に基づく講習について、小型原付と自転車ともに、一般の人が対象というよりも、一定年で何か規定の違反をした方向けの講習という理解でよいでしょうか。

○市町村課 いわゆる電動キックボードや自転車の運転に際し、信号無視や交通違反などの危険行為を3年以内に2回以上行った者が講習の対象となるものです。

○天野委員 分かりました。ありがとうございます。

○人見会長 4つの基準に当てはめて該当するという原案ですが、先ほどの齋藤委員の発言に関連させると、基準③において十分なセキュリティ措置を講ずることができるの判断になっていますが、根拠付けの難しさがあるのではないかと先ほどの話につき、県の担当部局あるいは県の公安委員会において、内部的にしっかり行うという前提で、外部に出す予定はないため、講ずるセキュリティは大丈夫だということによろしいでしょうか。

○市町村課 そのとおりです。

○人見会長 この2つの事務を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○人見会長 それでは、答申案を準備していますので、御検討いただきたいと思います。事務局から答申案の説明をお願いします。

【市町村課が資料5-2により説明】

○人見会長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

○人見会長 それでは結論として、認めるということで答申を出したいと思います。このように決定いたしましたので、事務局は手続を進めてください。

(※後日整理した結果、肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務については諮問を取り下げ、道路交通法に基づく講習の実施に関する事務については次回審議会で継続審議することとしました。)

7 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について

○人見会長 次に、議題(7)「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について」です。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【市町村課が資料6により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありましたら御発言をお願い

いします。

○小向副会長 今の議題ではなく1つ前の議題について、審議をすでに終えているもので恐縮ですが、1点確認させてください。番号2の道路交通法に基づく講習の実施に関する事務ですが、これは講習対象者を特定して、講習の受講を促すために使うということであり、講習を受けない場合は罰則がありますよね。罰則に結びつくような本人の特定について、本人確認情報を使う事務というのは、以前にも例があるのでしょうか。番号1と番号2は、住民と言っている時の意味が違いますよね。1のほうは本人ですが、2のほうは、地域住民全体について利便性があるとの御説明になっています。使われ方としては正当だと考えますが、罰則に結びつくものについても本人確認情報が使われているものなのかは、ご確認いただいたほうが良いと考えます。

○市町村課 電動キックボードと自転車の講習ですが、県の運転教育課が行っている条例事務で、資料の中で説明している若年運転者の違反者に対する講習と、同じ道路交通法の同じ条で規定されている講習です。そちらについても、講習を受けられなかった方に対しては、罰則があると認識しています。

(※後日確認したところ、若年運転者の違反者に対する講習を受けなかった方については、罰則はないことがわかりました。)

○小向副会長 そちらはすでに使われているのですね。

○市町村課 使っています。

○小向副会長 そちらを導入する段階で、そのような性格の事務についても、使われてしかるべきだという議論はされていますよね。

○市町村課 その時に同じように審議会に諮問しており、答申をいただいています。

○小向副会長 特定された人に義務があり、従わないと罰則がある性格の事務だということを認識した上で、我々も判断したほうがよいと考えましたので、発言しました。そのような性格であっても、当然受けなければならない講習ですし、免許証がないので特定する方法が他にないことから使われているのですよね。その前提で、私は使うことにやむを得ないと考えますが、確認したほうが良いと考えましたので発言しました。

○人見会長 ただいまの御質問に関連してですが、資料では、講習対象者への通知をしたが返戻があった場合に、正しい住所を突き止めるために使うのですよね。違反があって、その場で警察官などが住所を聞き、そちらに講習の通知をしたけれども、何らかの理由で講習の通知が届かないからとのことですよね。よって、やむを得ないと考えます。先ほど、答申として認めるとしましたが、利便性という点についてよく認識を持った上で認める、という答申を出したことを、再度確認したこととします。

(※12 ページの注記のとおり、肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務については諮問を取り下げ、道路交通法に基づく講習の実施に関する事務については次回審議会で継続審議することとしました。)

○人見会長 庁内のセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況についてはよろしいですね。

御意見や御質問はないということで、承ったこととします。

8 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

○人見会長 次に、議題（８）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」です。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料7により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見はありますか。

○人見会長 この件は報告事項ですので、これで承ったこととします。

9 令和5年度の個人情報保護法に基づく新たな運用の実施状況について

○人見会長 次に、議題（９）「令和5年度の個人情報保護法に基づく新たな運用の実施状況について」です。2件報告がありますので、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料8-1、8-2及び参考資料により説明】

○人見会長 ただいま事務局から、2件の報告と参考資料の説明がありました。以上について委員の皆様から御質問や御意見等ありましたらお願いします。

○齋藤委員 今回の懲戒処分の事案ですが、弁護士として見ると、闇金に手を出す前に相談に来てもらえれば、いくらでも助けられたということで、非常に忸怩たる思いを抱くような事案です。事実関係として、職務上収集したという点につき、不正アクセスではなく仕事でアクセスをして、その情報を取得しておき、売り飛ばしたということだろうか、第一行為が職員等の個人情報となっているため、普通の県民も含まれるのだろうか、何人のどんな情報がどこまで情報が漏れたのだろうか、そのような事実関係も本当は気になるところですが、時間の都合もあるので、今日はそこまでは聞きません。こちらは完全な故意のケースということで、何年か前にも釜石市でそのような事案もありましたが、こうなるとアクセス権限を限定する、アクセスログを保存しておき、後で検証するといった、事後的な対応にはなるにしても、リアルタイムでこれを抑止することはできず、どうすれば良いのか非常に悩ましいところです。強いて言えば、同僚も気づかなかったのだろうかということが、非常に気になります。よしんば気づけなかったとしても、令和4年11月の1回目に、闇金から職場に相当電話がかかって来ていただろうと思いますが、この時点で周りが目をかけて対応していれば、少なくとも令和5年の2度

目だけでも防げたのではないのでしょうか。そのようなことを考えながら、この資料を読んできました。感想ではありますが、以上です。

○**人見会長** 事務局からいかがですか。

○**事務局** 現在お答えできる範囲でお答えします。職務上収集の件ですが、これは自身の関連する職務の中で取得したとのことで、職務上と認定されたということです。職員等について、一般県民ではなく、外部の関係者が2名含まれていることまで確認しています。

○**人見会長** 他にただいまの御報告である、監査及び、匿名加工情報制度について提案はなかったということですが、よろしいのでしょうか。それでは以上とします。